

# 山形大学の内部統制推進体制

国立大学法人山形大学内部統制規程に基づき作成

**内部統制会議** (第10条) 定期的に情報を共有し、必要な改善策の審議を行う。

**内部統制最高管理責任者(学長)**

内部統制システムの整備・運用に関する最終責任者 (第4条)

**問題発生報告** (第6条第4・5項)

**内部統制統括管理責任者(総務担当理事)**

内部統制システムの整備・運用に関する業務を統括 (第5条)

**問題発生報告** (第6条第4・5項)

**内部統制管理責任者(各理事・副学長)**

担当業務における内部統制システムの整備・運用を推進、問題発生時の是正措置等 (第6条)

**問題発生報告**  
(第7条第3項)

**定期報告**  
(第7条第2項)

**問題発生報告**  
(第6条第4・5項)

参加

**監事**

**内部統制推進責任者(各部長)**

部局における内部統制システムの整備・運用を推進、問題発生時の是正措置等 (第7条)

**補佐**  
(第8条第1項)

**内部統制推進副責任者(部局長指名)**

推進責任者を補佐し、部局における内部統制システムに関する業務に従事 (第8条)

**問題発生報告**  
(第9条第2項)

**直接報告も可**  
(第9条第3項)

**教職員**

法令及び本学の諸規程等を遵守し、自己点検、相互牽制、承認手続き等の適切な内部統制活動を行う (第9条第1項)